

群馬県障害福祉サービス事業所利用に関わるガイドライン

1 趣旨

群馬県では、支援費制度以来、群馬県障害者施設入所調整委員会（以下「入所調整委員会」という。）を設置し、障害者の施設入所支援や福祉サービス事業（以下「障害福祉サービス等」という。）の利用希望者の情報を一元的に管理するため、定期的に事業者に対し利用者及び待機者に係る情報の提供を依頼し、利用希望者への障害福祉サービス等の提供を円滑に行うために入所調整に関する業務を行ってきたところである。

しかし、障害者自立支援法施行後に新たに参入した事業者の中には、入所調整委員会で定めたルールを適用していない事業所があることから、すべての地域あるいは事業種別ごとの情報を把握できない状況にあった。

そこで、利用希望者への公平かつ公正で円滑な障害福祉サービス等の提供のためには、県内すべての指定事業者に遵守される基本的な事項を新たに示すことが必要であることから、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条に規定する生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）を行う群馬県内の指定事業所（以下「事業所」という。）の利用について、必要な事項を本ガイドラインにより定めるものである。

2 基本原則

事業所は、群馬県及び中核市の定めた「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」及び関係法令に従うとともに、社会通念上期待される常識や良識に従い、サービスの提供を行うものとする。

3 目的

- (1) 本ガイドラインは、特に、特別支援学校等の在学生在が卒業後、公平かつ公正で円滑に障害福祉サービス等を利用できるよう、利用申込受付から利用契約手続きまでの流れについて一定のルールを定め、事業所及び関係機関等に周知し協力を求めるものである。
- (2) 本ガイドラインは、事業所に対し、その趣旨を理解し、4の(2)に基づき、特別支援学校等の在学生のうち、障害福祉サービス等を利用する者に不利益が生じないよう協力することを求めるものである。
- (3) 本ガイドラインは、障害児（者）のライフステージに応じた切れ目のない適切な支援を行っていくために、教育、福祉等の各関係者による障害福祉サービス等提供体制の構築という目的を併せ持つものである。

4 事業所の利用に係る事項

- (1) 事業所の利用に係る手続きについて
法第20条に基づく市町村への申請及び法第19条に基づく支給決定については、省令に定めるもののほか、市町村が定める条例及び規則等に基づき行う。
- (2) 特別支援学校等の在学生在に係る利用申込の特例について
前項の規定によるほか、特別支援学校等の在学生在に係る事業所の利用について、以下のとおり定める。
 - ア 利用申込の方法等について
 - (ア) 特別支援学校等は、毎年8月31日までに特別支援学校等に在籍する学生のうち卒業後に事業所の利用を希望する者（以下「在學生」という。）の事業所利用希望の見込みについて各事業所へ連絡する。
 - (イ) 在學生は、卒業する学年に市町村へ申込み（以下「利用申込」という。）を行う。
 - (ウ) 在學生からの利用申込の市町村受付期間は毎年9月1日から11月10日とし、県及び県教育委員会は利用申込の方法について関係機関に周知する。
 - (エ) 在學生は、利用申込書（様式1号）を市町村に提出する。利用を希望する事業所は、3か所（事業種別（サービス）ごとに1か所と数える。）まで選択できるものとする。
 - イ 事業所への申込みについて
 - (ア) 市町村は、11月10日までに受け付けた利用申込書（様式1号）に基づき、12月1日までに利用申込書（様式2-1号）を事業所へ提出する。
 - (イ) 市町村は、利用申込について（様式2-2号）により利用の申込み状況を特別支援学校等へ連絡する。
 - (ウ) (2)のイの(ウ)に定める市町村受付期間を過ぎた後の利用申込については、イの(ア)及び(イ)に準じて、市町村は手続きを行う。

ウ 事業所における利用申込者の受入れについて

(ア) 事業所は、利用希望者名簿（様式 3-1 号）を作成し、12月1日までに利用申込をした在學生についてサービス提供に係る判断を行い、12月15日までに利用希望者名簿（様式 3-1 号）により受入れ状況を市町村へ連絡する。

なお、事業所は、利用希望者の希望する順位を踏まえサービス提供に係る判断を行うものとする。

(イ) 事業所から連絡を受けた市町村は、在學生にサービス提供に係る事業所の受入れ状況を連絡するとともに、利用希望者名簿（様式 3-2 号）により特別支援学校等へ連絡する。

(ウ) 12月2日以降の利用申込については、随時同様に受入れ状況を事業所は市町村へ連絡する。

また、事業所から連絡を受けた市町村は、随時同様に受入れ状況について在學生及び特別支援学校等へ連絡する。

(エ) 在學生は、利用しない事由が生じたときは市町村へ連絡する。連絡を受けた市町村は、事業所及び特別支援学校等に利用の取消しについて連絡する。

ただし、事業所は、在學生が卒業するまでの間に限り、事業所を利用しない場合も利用申込を取消しとはしないものとする。

5 情報の提供

事業所は、毎年2月、5月、10月の各1日現在の利用状況をとりまとめ、当該月の15日までに事業所の所在する区域を所管する指定権者（群馬県又は中核市）へ利用状況報告（様式 4号）を提出する。

群馬県は利用状況をとりまとめ、市町村、事業所及び関係機関に対して情報提供を行う。

附則 本ガイドラインは、平成29年4月1日から施行する。

附則（一部改正 令和3年3月23日 心福第30083-2号）

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正前の要領の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。